



～やまぐち・くらし安心ネット通信～  
発行：山口県消費生活センター

令和4年12月12日  
-264号-

**消費生活トラブル情報**

**年末は特に注意！  
海産物の電話勧誘販売・送り付けトラブル**



**相談事例**

ある日、突然電話がかかってきて…

海産物を買ってください！

とてもよい品物です

今、買わないと損です

強引に勧めるので不審に思い、  
「不要」と伝えて電話を切った。



しかし一週間後、  
断ったはずの海産物が代引配達で届き…



どうしたらよいかわからず、  
代金2万5千円を支払って  
受け取ってしまった。



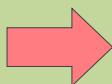
参考：国民生活センター「急増！海産物の電話勧誘販売・送り付けトラブル」



**海産物の電話勧誘販売や送り付けトラブルが増加中！**  
**カニなどの海産物の購入機会が増える年末にかけては**  
**特にご注意ください！**

**例**

- ・「新型コロナウイルスの影響で商品が売れずに支援してほしい」と電話で言われて購入したが、届いた海産物は金額に見合わないものだった。
- ・10年ほど前に買ってもらったリストを見て電話をしていると言われ、「買ってもらわないと困る」と強引に勧誘されて海産物の購入を了承したが断りたい。



**アドバイス**

は次のページ（裏面）に！

**山口県消費生活センター** TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

**相談受付時間** [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

**まなべる利用時間** [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

## 消費生活トラブル情報

### 年末は特に注意！

### 海産物の電話勧誘販売・送り付けトラブル



#### 対応アドバイス

✓ **少しでもおかしいと感じたら、きっぱり断りましょう！**

勧誘が強引などの不審な点があった場合は、相手と話し込まずにきっぱりと断りましょう。



お断りします

✓ **事業者からの電話勧誘での契約は、クーリング・オフできる！**

特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、書面またはメール等によりクーリング・オフ可能です。

✓ **一方的に商品が届いても受け取らない！  
受け取ってしまったら代金を支払う必要なし！**

一方的に送り付けられた場合は、送り主の名称や所在地等事業者の情報を控えてから、受け取りを拒否しましょう。

万が一、代引配達で代金を支払ってしまった場合は、事業者に身に覚えのない商品であることを伝え、返金の依頼をしましょう。



#### 注意情報

### 被害金額1000万円越え！

### 県内で架空料金請求詐欺が発生



#### 対応アドバイス

- ・ 電話やメールによる料金請求は、まず詐欺を疑う
- ・ 身に覚えのない請求は無視する
- ・ 実在する通信事業者等からのメールや電話であっても詐欺の可能性を念頭に、正規のホームページや問合せ窓口を調べて対応する



### すぐに家族や警察に相談を



参考：山口県警察本部「防犯情報」

#### 消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1

→ を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が分からない

2

→

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の  
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど